

再公示：

次の案件については、1月15日に公示しましたが、応募がなかったため、再公示します。

番 号：131292

国 名：マラウイ

担当部署：経済基盤開発部 平和構築・都市・地域開発第一課

案件名：リロングウェ市都市計画・開発管理にかかる人材強化プロジェクト（都市施設（パイロットプロジェクト））

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：都市施設（パイロットプロジェクト）

(2) 格 付：3号

(3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2014年2月下旬から2015年2月下旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.5M/M、現地 6.5M/M、合計 7.00M/M

(3) 業務日数：

業務予定期間（日数）	準備期間	第1次	国内作業	第2次	国内作業	第3次	整理期間
都市施設	3	75	2	95	2	25	3

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：2月5日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、
または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約単独型のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針 16点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等：

①類似業務の経験 40点

②対象国又は同類似地域での業務経験 8点

③語学力 16点

④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	都市施設整備に係る各種業務
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国（本邦含む。）
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

マラウイ国リロングウェ市は 2008 年の国勢調査で人口は約 66 万人で、他のアフリカの諸国と同様、都市化の進展、人口増が続いている。都市化に伴う様々な問題が顕在化するなかで、土地利用計画に関して策定後 20 年以上改訂されず、実態と計画との乖離が大きくなり、無秩序な開発を抑制し、計画的な都市移設の整備を誘導するための都市計画の策定が急務であった。

このような背景のなか、マラウイ政府の要請に基づき、国際協力機構（JICA）は「マラウイ国リロングウェ市都市計画マスタープラン調査」（以下 MP 調査）を 2009 年 6 月から 2010 年 9 月に実施し、「リロングウェ市の都市計画マスタープラン及び都市交通、上下水道、住居環境改善における開発プログラム」（以下 リ市都市計画 MP2010）を策定した。

リ市都市計画 MP2010 では「リロングウェ市役所の能力開発計画」が優先課題の 1 つと掲げられており、JICA はリロングウェ市役所をメインカウンターパートとして、「リロングウェ市の都市計画・開発管理能力の強化」を目的とした「リロングウェ市都市計画・開発管理にかかる人材強化プロジェクト」を 2012 年 11 月末から開始した（全体期間 2012 年 11 月～2015 年 3 月）。

プロジェクトの活動項目として、1) 市都市開発マスタープランのレビュー、2) 市都市構造計画の策定、3) 地区別土地利用計画の作成、4) 特定地区における詳細土地利用計画の作成、5) 市開発基準・ガイドラインの策定、6) 市の効率的な計画連携、開発許可の改善方策の提案及び試行、7) 都市計画関連の知識向上、が掲げられている。

本専門家は、都市施設（パイロットプロジェクト）の観点から派遣中のチーフアドバイザー/都市計画や他の短期専門家と連携し、リロングウェ市の都市計画・開発管理能力の向上に協力することを目的とする。

7. 業務の内容

現在、チーフアドバイザー/都市計画専門家により、以下の業務が行われており、本専門家はリロングウェ市の都市開発の現状、市役所の開発管理の仕組みを十分把握の上、都市施設（パイロットプロジェクト）の観点から、下記 4) ～ 6) の業務を中心に指導、助言、協力を行うこととする。

1) リロングウェ都市構造計画の策定

リロングウェ市都市構造計画は 1986 年に策定され、目標年度の 2000 年を過ぎてもまだ、改定作業が行われていない。現在、リロングウェ市役所ではリ市都市計画 MP2010 を基に、チーフアドバイザー/都市計画専門家の協力のもとに、その改定作業が進められている。

2) 地区別土地利用計画の作成

リ市都市計画 MP2010 では市全域を対象とした土地利用計画 2030 を策定しているが、個別の地区で開発管理を行うための、地区別土地利用計画は作成されていない。リ市都市計画 MP2010 の策定にあたって、JICA は GIS による地形図作成（1/10000）を行ったものの、現時点ではリ市役所側にそれらを十分に活用できる人材、機材が十分ではなく、市全域の土地利用計画 2030 を基にした地区別土地利用計画の作成はされていない。現在、チーフアドバイザー/都市計画専門家の協力のもと、GIS データの確認、編集作業を行い、地区別土地利用計画の作成を進めている。

3) 地区別詳細計画(Layout Plan)の作成

リロングウェ市では開発管理・規制のために地区別詳細計画（Layout Plan）が重要な役割を担っているが、市及び関係機関の能力不足により、適正な地区別詳細計画は策定されていない。そのため、プロジェクトではモデルケースとして、特定地区を選定し、地区別詳細計画策定演習を行うことを予定している。

地区別詳細計画（Layout Plan）としては以下の項目が想定される。

- ① 目的
- ② 現況

- ③ 将来予測
- ④ 開発方針/戦略
- ⑤ 詳細土地利用計画（1/5000 ～10,000）
 - イ）土地利用区分（サブカテゴリー）
 - ロ）交通施設
 - ハ）その他都市施設（上水/排水/衛生施設など）

⑥ 実現化方策

地区別詳細計画（Layout Plan）の策定について、チーフアドバイザー/都市計画専門家、短期専門家（土地利用/住宅開発、交通計画、上水/排水/衛生計画）が CP 機関とともに策定予定である。

4) リロングウェ市開発基準及びガイドラインの項目案の策定

現在、土地・住宅省では国の新しい土地利用計画・開発管理の開発基準・ガイドラインの策定が進められている。本開発基準・ガイドラインは国の標準的な基準・ガイドラインである。リロングウェ市は首都としての役割を担い、また、都市化の急激な進展に伴っていることから、リ市都市計画 MP2010 を踏まえた国の基準よりも、より高い基準による開発管理が求められている。

リ市都市計画 MP2010 では土地利用計画とそれに伴う集団規定が提案されたが、リロングウェ市役所都市計画関係者では都市計画・開発管理の知識・技術が不足しており、十分な理解を得られていない。リロングウェ市では人口増加、市街地拡大に伴い土地利用、住宅、交通施設、上水、排水、衛生設備整備の重要性がますます高まっている。

上記を踏まえ、計画、開発管理を行うための、より分かりやすく、活用しやすい開発ガイドラインの作成が求められており、チーフアドバイザー/都市計画専門家、別途派遣中の短期専門家（土地利用/住宅開発、交通計画、上水/排水/衛生計画）が CP 機関とともに策定予定である。

本専門家は当該専門分野の観点から、市開発基準及びガイドラインの策定への協力を行う。

5) パイロットプロジェクトの提案・実施

詳細地区土地利用計画の策定、市開発基準・ガイドラインの策定と関係して、パイロットプロジェクトを実施する予定である。現時点ではシティセンターの地区中心道路の環境整備（歩道、バス停、交通安全施設、路上駐車場など）と主要交差点改良が候補に挙がっており、シティセンターの地区中心道路の環境整備が第 1 候補である（なお、本プロジェクトは小規模な技術協力プロジェクトであり、パイロットプロジェクトの位置づけから、実施工期 1～2 か月程度の小規模なインフラ整備しか想定していない）。それらの実施を通じて、市関係機関に計画策定、実施、管理能力の向上を図る。さらに、その実施・検証結果、評価を市開発基準・ガイドラインに反映することを想定している。本専門家は都市施設（パイロットプロジェクト）の観点から、パイロットプロジェクトの実現性、効果を検証し、他短期専門家と協力して、実施計画の策定、実施準備、CP 機関とともにパイロットプロジェクトの実施、運営管理、評価、市開発基準・ガイドラインへの反映を行う。

6) 効率的な市都市計画・開発管理行政に向けた改善方策の提案

本専門家はリロングウェ市役所及び関係機関の都市計画・開発管理担当者に対して、都市施設整備の観点から、効率的な市都市計画・開発管理行政に向けた改善方策を提案する。

具体的担当事項は以下のとおりである。

(1) 国内準備期間（2月下旬）

- ア 市都市開発マスタープランをはじめとする既存・関連資料の収集・整理・分析を行い、本業務の実施に必要な情報を入手する。
- イ 上記 5) のパイロットプロジェクト候補案を基に業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA 経済基盤開発部に提出する。

(2) 第 1 次現地派遣期間（3月上旬～5月中旬）

- ア 現地業務開始時にカウンターパート (C/P) 機関等に業務計画書を提出し、業務計画の確認を行う。また、適宜 JICA マラウイ事務所に進捗報告を行う。
- イ これまでのリロングウェ市の都市計画・都市開発の状況を確認し、他専門家と協力して詳細

地区土地利用計画策定や市開発基準・ガイドラインと関連したパイロットプロジェクトの実施内容についてC/Pと協議・確認を行う。

- オ パイロットプロジェクトの実現可能性について、予算、人材、資材、現地実施機関、プロジェクトへの効果、運営管理、持続性などを検討し、実施に向けた事業計画を策定する。
- キ 現地派遣中、プロジェクト調整委員会、各種関係者会議に出席し、実施計画の説明を行い、了承を得る。
- ク パイロットプロジェクト実施に向けた具体的準備を行う。
- ケ 現地業務報告書（和文・英文）を作成し、C/P機関とJICAマラウイ事務所に提出する。

(3) 国内作業期間（6月中旬）

- ア 現地業務結果報告書を経済基盤開発部に提出し、進捗状況を報告する。また、活動計画の合意を得る。
- イ 第2次現地派遣に係る業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出する。

(4) 第2次現地派遣期間（2014年7月中旬～10月下旬）

- ア 業務計画書（英文）をC/P機関やJICAマラウイ事務所に提出する。
- イ 活動計画について、プロジェクト及びC/P機関と確認を行う。
- ウ C/P機関とともにパイロットプロジェクトを実施し、必要な運営管理を行う。
- エ パイロットプロジェクトの計画、実施で得られた教訓などを整理し、市開発基準・ガイドラインに反映させる。
- オ 活動期間中、関係者に向けた研修を実施する。
- カ 現地派遣中、プロジェクト調整委員会、各種関係者会議に出席し、担当事項の説明を行う。
- キ 現地業務報告書（和文・英文）を作成し、C/P機関とJICAマラウイ事務所に提出する。

(5) 国内作業期間（1月中旬）

- ア 現地業務結果報告書を経済基盤開発部に提出し、進捗状況を報告する。また、活動計画の合意を得る。
- イ 第3次現地派遣に係る業務計画書（和文・英文）を作成し、JICA経済基盤開発部に提出する。

(6) 第3次現地派遣期間（2015年1月下旬～2月）

- ア 業務計画書（英文）をC/P機関やJICAマラウイ事務所に提出する。
- イ 活動計画について、プロジェクト及びC/P機関と確認を行う。
- ウ 実施済みのパイロットプロジェクトについて評価し、C/P機関と成果を確認するとともに、今後の維持運営、他地域への普及に関し、計画を策定する。
- エ パイロットプロジェクトの計画、実施で得られた教訓などを整理し、市開発基準・ガイドラインに反映させる。
- オ 現地派遣中、プロジェクト調整委員会、各種関係者会議に出席し、担当事項の説明を行う。
- カ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に提出し、現地業務結果の説明を行う。

(7) 帰国整理期間（2015年2月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA経済基盤開発部への提出及び報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
なお、本契約における成果品は（4）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務計画書（全体、各派遣時）

- 和文2部（JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所）
英文3部（JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所、C/P機関）
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）
和文2部（JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所）
英文3部（JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所、C/P機関）
- (3) 市開発基準・ガイドライン案（都市施設パイロットプロジェクト担当部分）
英文4部（JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所、C/P機関2部）
- (4) 専門家業務完了報告書
和文2部（JICA経済基盤開発部、JICAマラウイ事務所）

また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICA経済基盤開発部又はJICAマラウイ事務所に提出する。なお、上記成果品等の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、香港－ヨハネスブルグ－リロングウェを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

第1次現地派遣期間は2014年3月1日～5月14日を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー/都市計画専門家（長期派遣専門家）
- ・ 開発管理アドバイザー、土地利用/住宅開発アドバイザー、交通計画アドバイザー、上水/下水/衛生計画アドバイザー（日本の行政機関からの短期派遣専門家）
- ・ 土地利用/住宅開発、交通計画、上水/排水/衛生計画（短期派遣コンサルタント専門家）

③ 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
リロングウェ市内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構経済基盤開発部 平和構築・都市・地域開発第一課 (TEL:03-5226-8136) にて配布します。
 - ・プロジェクト全体関係図資料
- ②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
 - ・プロジェクト基本情報
(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/6ee2ee8115f2680149257a980079d667?OpenDocument>)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②リロングウェ市地形図（1/10000）のデータはshape, DXF, DGN, PDF, Kmlで保存されています。また市都市計画マスタープラン各種図面はArc GISで作成されており、地区詳細土地利用計画策定にあたって、これらのデータを活用するため、ArcGISもしくはCADなどの知識、技術が求められます。

以上